

## 子育て応援特別手当を支給します

厳しい経済情勢での幼児教育期（小学校就学前3年間）の第2子以降の養育を支援するため、緊急措置として特別手当を支給します。

### 支給の対象

3歳以上18歳以下の子（平成2年4月2日から平成17年4月1日生まれ）が2人以上いる世帯で、平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた子のうち、第2子以降の者。

### 支給対象者

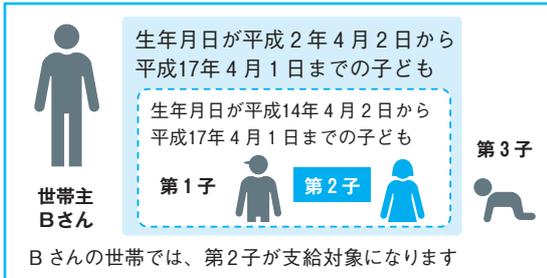
平成21年2月1日現在で、多久市の住民基本台帳または外国人登録原票に記録されている方で、支給対象となる子の属する世帯主。



生年月日が平成2年4月2日から平成17年4月1日までの子ども  
生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの子ども

世帯主 Aさん  
第1子  
第2子  
第3子

Aさんの世帯では、第2子と第3子が支給対象になります



生年月日が平成2年4月2日から平成17年4月1日までの子ども  
生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの子ども

世帯主 Bさん  
第1子  
第2子  
第3子

Bさんの世帯では、第2子が支給対象になります

### ■支給額

支給対象の子ども1人につき、36,000円を支給します。

### ■申請および支給方法

申請用紙に必要事項を記入して、福祉健康課社会福祉係の窓口へ提出または郵送してください。

### ■申請受付期間

平成21年4月1日～平成21年9月30日

住民基本台帳等で支給対象になると判断された世帯には、市から申請書類等を送ります。住民基本台帳等では判断できない世帯でも、子どもの扶養の状況等によつては支給対象となる場合がありますので、書類が届かない場合は、お問い合わせください。

### ■問い合わせ

福祉健康課 社会福祉係  
☎75-6118

## 乳幼児医療費への助成を広げました

市内の3歳から小学校就学前までの児童にかかる医療費への助成を、平成21年4月診療分から広げました。

平成21年3月診療分までは  
通院 歯科のみ自己負担分の全額  
入院 自己負担分の2分の1額

4月以降の診療分は  
診療・入院にかかった、自己負担分の全額を助成します。

※助成の対象は「保険診療」に限ります  
■助成方法

医療機関窓口で支払いをした後、月ごと・医療機関ごとに福祉健康課へ申請してください。  
■申請に必要なもの

○保険診療分の領収書またはレシーブの原本（お子さんの名前と保険点数が記載されたもの）

○健康保険証

○印鑑（認め印で可）

○助成金を振り込む、保護者名義の通帳（最初の申請の際に振り込む口座の指定をしていただきます）

### ■問い合わせ

福祉健康課 社会福祉係  
☎75-6118

## 特命プロジェクト推進課を新設しました

市の重要課題に、迅速かつ的確に対応するために、4月から副市長直轄の特命プロジェクト推進課を設置しました。

この新しい課は3つの係を所管し、各係は主に次のような業務を担います。

「小中学校再編係」  
・市内小中学校の再編・小中一貫教育を推進する。

「定住政策係」  
・定住政策の推進・拡充を図る。

「地域活性化係」  
・市内の観光施設や商業施設などの地域資源を活用していくための調査・研究する。



■問い合わせ  
特命プロジェクト推進課  
(市役所4階)  
☎75-2280